

第131期 決算公告

2022年6月27日

水戸市南町2丁目5番5号
株式会社 常陽銀行
取締役 頭取 秋野 哲也

貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	4,619,865	預 金	10,053,985
現 預 け 金	83,367	当 座 預 金	229,027
コ ー ル 口 一 金	4,536,497	普 通 預 金	7,148,173
買 入 金	6,507	貯 蓄 預 金	43,313
特 定 取 引 債 権	4,994	通 知 期 預 金	9,899
商 品 有 価 証 券	2,405	そ の 他 の 預 金	2,389,551
有 価 証 券	507	譲 渡 性 の 預 金	234,019
国 債	1,897	コ ー ル 一 現 ル マ 勘 定 金	170,107
地 方 債	3,267,322	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,036,020
株 式 債	629,983	特 定 金 融 派 生 商 品	143,407
そ の 他 の 証 券	841,584	借 入	582,134
貸 付 金	530,982	外 国 為 替 替 借 債	343
割 引 手 貸 付 付 越 替	226,857	外 売 渡 外 国 為 替 替 借 債	2,120,602
外 国 為 替 預 け 替 産 貸 用 益	1,037,914	信 託 勘 他 定 負 替 借 等 用 益	2,120,602
そ の 他 の 資 産	6,767,416	未 決 払 法 人 費 収 預 り 金	4,013
外 買 取 の 他 資 産	10,773	未 未 前 従 業 員 派 生 商 品 等 受 入 担 保 金	442
未 決 済 為 替 貸 用 益	175,957	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	3,570
未 収 収 入 証 拠 金	6,044,925	リ ン ク 他 の 負 債	1,525
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	535,760	役 員 賞 与 引 当 金	63,878
金 融 派 生 商 品 等 差 入 担 保 金	11,305	退 職 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	494
有 形 固 定 資 産	73	睡 眠 イ ン ト 引 当 金	1,848
建 土 一 ス 資 勘 定 資 産	1,021	偶 発 損 失 引 当 金	4,984
建 設 仮 資 勘 定 資 産	941	繰 延 税 金 負 債	3,165
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	667	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,958
無 形 固 定 資 産	8,368	支 払 承 諾	21,433
ソ フ ト ウ ェ ア	160	負 債 の 部 合 計	8,567
リ ー ス 資 産	10,272	（ 純 資 産 の 部 ）	447
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	19,688	資 本 剰 余 金	20,977
前 払 年 金 費 見 当 金	19,688	資 本 本 準 備 金	132
支 払 倒 引 当 金	68,953	資 本 益 剰 余 金	5,644
投 資 損 失 引 当 金	67,502	利 益 剰 余 金	1,404
	23,468	そ の 他 利 益 剰 余 金	173
	37,807	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,421
	411	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	16,018
	271	別 途 積 立 金	7,256
	5,542	繰 越 利 益 剰 余 金	17,726
	7,287	株 主 資 本 合 計	14,225,796
	4,797	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	85,113
	36	繰 延 へ ッ ジ 損 益	58,574
	2,454	土 地 再 評 価 差 額 金	58,574
	4,775	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	371,581
	17,726	純 資 産 の 部 合 計	55,317
	△ 44,835	資 産 の 部 合 計	316,264
	△ 8	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,044
			38
			222,432
			92,748
			515,268
			86,506
			4,450
			10,387
			101,344
			616,613
資 産 の 部 合 計	14,842,410	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	14,842,410

損益計算書 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		133,572
資金運用収益	92,447	
貸出金利	58,436	
有価証券利息配当金	30,287	
コールローン利息	8	
預け金利息	3,349	
その他の受入利息	365	
信託報酬	31	
役務取引等収益	28,074	
受入為替手数料	5,329	
その他の役務収益	22,745	
特定取引収益	566	
商品有価証券収益	14	
特定金融派生商品収益	550	
その他の特定取引収益	1	
その他の業務収益	2,072	
外国為替売買益	1,404	
外国債等債券売却益	667	
その他の業務収益	0	
その他の経常収益	10,379	
償却債権取立益	2,661	
株式等売却益	6,381	
その他の経常収益	1,336	
経常費用		95,649
資金調達費用	1,706	
預金金利	623	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息	△ 99	
売現先利息	△ 127	
債券貸借取引支払利息	51	
借入金利息	154	
金利スワップ支払利息	485	
その他の支払利息	612	
役務取引等費用	8,873	
支払為替手数料	977	
その他の役務費用	7,896	
その他の業務費用	5,655	
国債等債券売却損	5,537	
金融派生商品費用	117	
営業経常費用	63,694	
その他の経常費用	15,720	
貸倒引当金繰入額	9,996	
偶発損失引当金繰入額	425	
ポイント引当金繰入額	173	
貸出金償却	1,767	
株式等売却損	2,517	
株式等償却	302	
その他の経常費用	537	
経常利益		37,923
特別利益		135
固定資産処分益	135	
特別損失		3,776
固定資産処分損失	436	
減損損失	3,339	
税金引当金繰入額		34,282
法人税、住民税及び事業税	11,943	
法人税等調整額	△ 2,273	
法人税等調整額		9,669
当期純利益		24,612

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6 年～50 年

その他 3 年～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じて、より実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えた予想損失率によって算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,042百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む）への賞与の支払に備えるため、役員（執行役員を含む）に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金

融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 株価変動リスク・ヘッジ

その他有価証券のうち、保有する株式の相場変動リスクをヘッジするため、株式先渡取引をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジの有効性評価については、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等との相関関係を検証する方法により行っております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジあるいは、金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

10. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当事業年度の期首の「利益剰余金」中の繰越利益剰余金が253百万円減少、特定金融派生商品（資産）が234百万円減少、金融派生商品（資産）が199百万円減少、特定金融派生商品（負債）が25百万円減少、金融派生商品（負債）が44百万円減少、繰延税金資産が110百万円増加、1株当たり純資産額が35銭減少しております。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これに伴い、その他有価証券のうち国内株式及び国内投資信託については、原則として期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく評価から、期末日の市場価格による評価に変更しております。

未適用の会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）
 - (1) 概要
投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。
 - (2) 適用予定日
2023年3月期の期首より適用予定であります。
 - (3) 当該会計基準等の適用による影響
当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。
- ・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）
 - (1) 概要
グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いが定められました。
 - (2) 適用予定日
2023年3月期の期首より適用予定であります。
 - (3) 当該会計基準等の適用による影響
当該実務対応報告の適用による影響は、評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

当行の貸借対照表に占める貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 財務諸表に計上した金額

貸倒引当金計上額 44,835百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表連結注記表の「会計方針に関する事項 重要な会計上の見積り」に記載しているため、注記を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 4,844百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「未収収益」中の未収利息及び「その他の資産」中の仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,456百万円
危険債権額	86,500百万円
三月以上延滞債権額	51百万円
貸出条件緩和債権額	13,273百万円
合計額	105,281百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生

債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,847百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,951,046百万円
貸出金	1,022,483百万円

担保資産に対応する債務

預金	40,739百万円
売現先勘定	143,407百万円
債券貸借取引受入担保金	582,134百万円
借入金	2,120,301百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券3,979百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金52,441百万円、保証金・敷金2,068百万円、公金事務等取扱担保金2,068百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,659,236百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが775,723百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 21,733百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 81,062百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,075百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に

対する当行の保証債務の額は94,506百万円であります。

10. 関係会社に対する金銭債権総額 36,920百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額 39,806百万円
12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,511百万円であります。
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、11.68%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	213百万円
役務取引等に係る収益総額	29百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	33百万円

 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	1,222百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,288百万円
2. 「減損損失」は、店舗統廃合等を決定し投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について計上しております。
 上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地 2,757 百万円、建物 371 百万円、ソフトウェア 189 百万円、動産 20 百万円、水道加入権 0 百万円であります。
 稼動資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。
 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万 円)
親会社	株式会社 めぶきフ ィナンシ ャルグル ープ	(被所有) 直接 100	経営 管理等 ・ 役員の 兼任	資金の貸付	35,000	貸出金	35,000
				利息の受取	169	—	—

- (注) 1. 資金の貸付については、返済条件は借入期間が2年3カ月及び5年で無担保・期日一括返済方式であり、一般の取引先と同様、市場金利動向等を勘案のうえ、利率を合理的に決定しております。
2. 資金の貸付の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万 円)
子法人等	常陽信用 保証(株)	(所有) 直接 100	各種ローンの被債務保証取引	当行の住宅ローン債権等に対する被保証残高	1,524,599	—	—
				保証料の支払	1,123	未払費用	91
				代位弁済受入額	1,230	—	—

(注) 1. 保証料については、一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。なお、被保証残高のうち、1,245,917 百万円については住宅ローン債権等の債務者が保証料を支払っております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万 円)
親会社の子会社	めぶき信用保証(株)	—	各種ローンの被債務保証取引	当行の住宅ローン債権等に対する被保証残高	261,469	—	—
				保証料の支払	173	未払費用	16
				代位弁済受入額	50	—	—

(注) 保証料については、一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。なお、被保証残高のうち、193,234 百万円については住宅ローン債権等の債務者が保証料を支払っております。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△7

２．満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	44,036	44,221	185
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	44,036	44,221	185
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	44,036	44,221	185
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	55,470	55,141	△ 328
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	55,470	55,141	△ 328
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	55,470	55,141	△ 328
合計		99,506	99,363	△ 143

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	2,266
関連法人等株式	—

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	212,687	88,257	124,430
	債券	796,615	793,848	2,766
	国債	99,537	98,873	664
	地方債	534,476	533,232	1,243
	社債	162,600	161,742	858
	その他	513,280	478,263	35,017
	外国債券	247,505	245,019	2,486
	その他	265,775	233,243	32,531
	小計	1,522,583	1,360,368	162,214
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9,331	10,086	△754
	債券	1,106,428	1,125,529	△19,100
	国債	530,445	544,511	△14,066
	地方債	307,108	309,010	△1,901
	社債	268,875	272,007	△3,132
	その他	494,951	515,310	△20,359
	外国債券	350,460	365,782	△15,322
	その他	144,491	149,527	△5,036
	小計	1,610,712	1,650,926	△40,213
合計		3,133,295	3,011,295	122,000

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	2,571
組合出資金等	29,682

組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16,720	6,244	979
債券	143,623	607	1,275
国債	143,623	607	1,275
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	124,655	197	5,799
外国債券	57,757	60	1,700
その他	66,898	137	4,099
合計	284,999	7,049	8,054

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当事業年度における減損処理額は、286百万円（うち、株式286百万円）であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務

指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日）の趣旨に基づき、当事業年度末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。また、その他有価証券のうち国内株式及び国内投資信託については原則として事業年度末月1ヶ月の市場価格の平均に基づき判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	15,247 百万円
退職給付引当金	7,382
有価証券	1,239
固定資産減損損失	975
賞与引当金	777
減価償却費	651
睡眠預金払戻損失引当金	426
その他	3,328

繰延税金資産小計	30,030
----------	--------

評価性引当額	△1,965
--------	--------

繰延税金資産合計	28,065
----------	--------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△36,991
退職給付信託設定額	△4,467
その他	△2,623

繰延税金負債合計	△44,083
----------	---------

繰延税金負債の純額	△16,018 百万円
-----------	-------------

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 852 円 95 銭

1株当たりの当期純利益金額 34 円 04 銭

（重要な後発事象）

（子会社の設立について）

当行および当行の子会社である株式会社常陽キャピタルパートナーズは、他業銀行業高度化等会社の設立認可取得を前提として、株式会社常陽キャピタルパートナーズの100%出資により、地域のカーボンニュートラルに資する事業を展開する会社「常陽グリーンエネルギー株式会社」を設立することといたしました。

信託財産残高表(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 形 固 定 資 産	2,000	金 銭 信 託	1,556
無 形 固 定 資 産	155	包 括 信 託	2,422
そ の 他 債 権	10		
銀 行 勘 定 貸	1,525		
現 金 預 け 金	286		
合 計	3,978	合 計	3,978

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産 一百万円
 3. 元本補てん契約のある信託の貸出金は、該当ありません。

元本補てん契約のある信託の内訳は、次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	1,511	元 本	1,511
		そ の 他	0
計	1,511	計	1,511

(注) 貸付信託は取り扱っておりません。

第131期 決算公告

2022年6月27日

水戸市南町2丁目5番5号
株式会社 常陽銀行
取締役頭取 秋野 哲也

連結貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	4,619,865	預 金	10,047,091
コールローン及び買入手形	6,507	譲 渡 性 預 金	141,057
買 入 金 銭 債 権	4,994	コールマネー及び売渡手形	1,036,020
特 定 取 引 資 産	2,405	売 現 先 勘 定	143,407
有 価 証 券	3,265,681	債券貸借取引受入担保金	582,134
貸 出 金	6,767,015	特 定 取 引 負 債	343
外 国 為 替	12,400	借 用 金	2,120,602
そ の 他 資 産	107,946	外 国 為 替	4,013
有 形 固 定 資 産	73,954	信 託 勘 定 借	1,525
建 物	25,311	そ の 他 負 債	78,420
土 地	42,367	役 員 賞 与 引 当 金	132
リ ー ス 資 産	437	退 職 給 付 に 係 る 負 債	176
建 設 仮 勘 定	271	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12
その他の有形固定資産	5,566	睡眠預金払戻損失引当金	1,404
無 形 固 定 資 産	7,424	ポ イ ン ト 引 当 金	173
ソ フ ト ウ ェ ア	4,914	偶 発 損 失 引 当 金	1,421
リ ー ス 資 産	41	繰 延 税 金 負 債	16,463
その他の無形固定資産	2,468	再評価に係る繰延税金負債	7,936
退 職 給 付 に 係 る 資 産	7,687	負 の の れ ん	238
繰 延 税 金 資 産	548	支 払 承 諾	17,726
支 払 承 諾 見 返	17,726	負 債 の 部 合 計	14,200,303
貸 倒 引 当 金	△ 48,783	（ 純 資 産 の 部 ）	
投 資 損 失 引 当 金	△ 8	資 本 金	85,113
		資 本 剰 余 金	59,705
		利 益 剰 余 金	391,195
		株 主 資 本 合 計	536,013
		その他有価証券評価差額金	86,519
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,450
		土 地 再 評 価 差 額 金	11,944
		退職給付に係る調整累計額	6,135
		その他の包括利益累計額合計	109,049
		純 資 産 の 部 合 計	645,063
資 産 の 部 合 計	14,845,367	負債及び純資産の部合計	14,845,367

連結損益計算書 (2021年4月 1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
経 常 収 益					137,158	
資 金 運 用 収 益					92,411	
貸 出 金 利 息					58,428	
有 価 証 券 利 息 配 当 金					30,287	
コー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息					8	
預 け 金 利 息					3,349	
そ の 他 の 受 入 利 息					338	
信 託 報 酬					31	
役 務 取 引 等 収 益					30,101	
特 定 取 引 収 益					566	
そ の 他 業 務 収 益					2,072	
そ の 他 経 常 収 益					11,973	
償 却 債 権 取 立 益					3,156	
そ の 他 の 経 常 収 益					8,816	
経 常 費 用					96,677	
資 金 調 達 費 用					1,706	
預 金 利 息					623	
譲 渡 性 預 金 利 息					5	
コー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息					△ 99	
売 現 先 利 息					△ 127	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息					51	
借 用 金 利 息					154	
そ の 他 の 支 払 利 息					1,099	
役 務 取 引 等 費 用					7,651	
そ の 他 業 務 費 用					5,655	
営 業 経 常 費 用					63,359	
そ の 他 経 常 費 用					18,305	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額					10,180	
そ の 他 の 経 常 費 用					8,124	
経 常 利 益					40,480	
特 別 利 益					135	
固 定 資 産 処 分 益					135	
特 別 損 失					3,788	
固 定 資 産 処 分 損 失					449	
減 損 損 失					3,339	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益					36,827	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税					12,693	
法 人 税 等 調 整 額					△ 2,198	
法 人 税 等 合 計					10,494	
当 期 純 利 益					26,332	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					26,332	

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社
 主要な会社名
 常陽コンピューターサービス株式会社

(連結の範囲の変更)

2021年4月1日付で、当行が保有する株式会社常陽クレジットの全株式を、当行の完全親会社である株式会社めぶきフィナンシャルグループに現物配当として交付いたしました。これにより株式会社常陽クレジットは当行の子会社に該当しなくなったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

なお、2021年4月1日付で、同社は株式会社めぶきカードに商号を変更しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 7社
 主要な会社名
 常陽事業継承ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- ③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称
 茨城倉庫株式会社
 （子会社としなかった理由）
 投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
 ② 持分法適用の関連法人等 0社
 ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 7社
 主要な会社名
 常陽事業継承ファンド投資事業有限責任組合
 ④ 持分法非適用の関連法人等 4社
 主要な会社名
 いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

(4) 負ののれんの償却に関する事項

20年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6 年～50 年
その他	3 年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営

破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後３年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じて、より実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えた予想損失率によって算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 10,827 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

当行の役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む）への賞与の支払いに備えるため、役員（執行役員を含む）に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させ

る方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 株価変動リスク・ヘッジ

当行のその他有価証券のうち、保有する株式の相場変動リスクをヘッジするため、株式先渡取引をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジの有効性評価については、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等との相関関係を検証する方法により行っております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

なお、当行の一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジあるいは、金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(16) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(17) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当行及び連結される子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 8 項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第 20 項また書きに定める経過措置に従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が 253 百万円減少、特定取引資産が 234 百万円減少、金融派生商品（資産）が 199 百万円減少、特定取引負債が 25 百万円減少、金融派生商品（負債）が 44 百万円減少、繰延税金資産が 110 百万円増加、1 株当たり純資産額が 35 銭減少しております。

また、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これに伴い、その他有価証券のうち国内株式及び国内投資信託については、原則として期末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づく評価から、期末日の市場価格による評価に変更しております。

未適用の会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

- ・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）

(1) 概要

グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該実務対応報告の適用による影響は、評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

当行グループの連結貸借対照表に占める貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金計上額 48,783 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

「会計方針に関する事項（５）貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、貸出金および貸出金に準ずる債権の貸倒れに備えるため、予め定めている資産査定基準に基づき債務者区分（正常先、要注意先（除く要管理先）、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先の 6 つの区分）を決定しております。また、債務者区分の決定にあたり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けると見込まれる債務者の業績変化の見通し等を反映させております。上記により決定した債務者の区分に応じて貸倒実績率を踏まえた予想損失額等を見積ることにより、信用リスクに応じた貸倒引当金の見積りを行っております。

②主要な仮定

債務者区分は、取引先の過去の財務情報や返済履歴、将来の見込情報、その他の定性情報等の各種情報を総合的に検討し決定を行っております。このうち将来の見込情報については、新型コロナウイルス感染拡大の影響なども含まれ、外部環境等の変化の影響を大きく受けることから一定の仮定を置いて評価しております。

③翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

貸出先の債務者区分の決定に用いた仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染拡大の状況や貸出先の将来の業績へ影響を与える外部環境が変化した場合には、損失額が増減し、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 2,589百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,718百万円
危険債権額	86,500百万円
三月以上延滞債権額	51百万円
貸出条件緩和債権額	13,273百万円
合計額	105,544百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,847百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1,951,046百万円

貸出金	1,022,483百万円
担保資産に対応する債務	
預金	40,739百万円
売現先勘定	143,407百万円
債券貸借取引受入担保金	582,134百万円
借用金	2,120,301百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 3,979 百万円を差し入れております。

なお、その他資産には、中央清算機関差入証拠金52,441百万円、金融商品等差入担保金19,688 百万円、公金事務等取扱担保金2,068百万円、保証金・敷金789百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,658,936百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが775,423百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 21,060 百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 84,903 百万円
 8. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,083 百万円
 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は94,506 百万円であります。
 10. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,511 百万円であります。
 11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロ（10）に規定する連結自己資本比率（国内基準）は、12.34%であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 2,684 百万円、株式等売却損 2,517 百万円を含んでおります。
 2. 「減損損失」は、店舗統廃合等を決定し投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地 2,757 百万円、建物 371 百万円、ソフトウェア 189 百万円、動産 20 百万円、水道加入権 0 百万円であります。

当行並びに連結される子会社及び子法人等の稼働資産については、営業用店舗等を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、

寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 包括利益 △4,106 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に金融サービスを提供しております。主に、預金の受け入れにより資金調達を行い、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。金利変動、為替変動及び価額変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、こうした変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合管理（ALM）を行っております。また、デリバティブ取引として、金利関連、通貨関連、債券関連等の取引を行っており、ヘッジ目的の取引とヘッジ目的以外の取引があります。

一部の連結子会社では有価証券投資による資金運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金と有価証券です。貸出金については取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクを有しております。また、有価証券は、主に債券、株式等であり、売買目的、満期保有目的、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクを有しております。

金融負債である預金については、満期のない当座預金・普通預金等と、満期のある定期預金等があります。これら預金については、払い出しが集中することにより資金繰りが悪化するリスクを有しております。

借入金及び社債は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを有しております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引については、為替や金利に係るお客様のリスクヘッジニーズに対応するため、及び当行の市場リスクの適切な管理を目的とし、ALM の効率的な運営のため、また、個別取引ヘッジに活用するために利用しております。

デリバティブ取引は、金利・為替などの市場の変動により損失が発生する市場リスクを有しております。また、この他に、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスクを有しております。

金利リスクに対するヘッジのうち、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象の資産・負債とヘッジ手段の金利スワップ取引等を個別に指定または一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。為替変動リスクに対するヘッジについては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。「金利スワップの特例処理」につきましては、「事後テスト」において引き続き特例の要件を満たしていることを確認しております。

短期的な売買を行うトレーディング取引については、一定のポジション限度や損失限度等を設定しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスク管理

当行グループでは、保有するさまざまな金融資産・負債が晒されているリスクや銀行業務に伴うリスクを総体的に管理するため、「統合的リスク管理」を行っております。具体的には、普通株式等 Tier I を原資にリスクの種類別に資本を配賦した上で、当行グループが保有するリスクを定期的に定量化し、配賦資本を超えないようにコントロールしています。また、定

量的に捉えきれないリスクについては、ストレステスト等を実施して、リスクの把握に努めております。

②信用リスクの管理

当行グループでは、「信用リスク管理指針」を制定し、適切な個別与信管理と、リスク分散を柱とする与信ポートフォリオ管理を基本方針としております。

審査部門については、営業推進部署から分離し、審査の厳格化を図るとともに、与信先の中間管理の徹底により債権の劣化防止に努めております。

資産の健全性を評価する自己査定では、営業店が格付区分に基づき債務者区分を判定し、本部審査部門(審査所管部)がこれを検証しております。さらに親会社の監査部が自己査定結果やプロセスの正確性について監査を実施する体制を敷いております。

有価証券発行体の信用リスクに関しては、市場金融部において、信用情報や時価の把握を常時行うとともに、一般の融資先と同様に、格付を付与し、自己査定を実施しております。

③市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当行グループでは、銀行勘定における金利リスクに対して、当行の体力に見合ったリスク限度を設定し、ALM 態勢を通じて厳格に対応しています。

金利リスクを適切にコントロールするため、「リスク管理基本規程」「統合的リスク管理規程」「ALM 運営要領」を定め、半期ごとの総合予算委員会における討議ののち、取締役会において配賦可能資本の範囲内で、リスク対応方針及びリスク許容限度額を設定し、その限度内でリスク・テイクを行う態勢としております。

金利リスクの計測は、VaR(バリュー・アット・リスク)により行っております。限度額を超過しないよう、アラームポイントを設定し、ALM 委員会において、その抵触状況、限度額の遵守状況を月次でチェックする態勢としております。

また、リスク計測方法は、VaR のほか、BPV(ベークシスポイント・バリュー)、シナリオ分析(シミュレーション法)、金利感応度分析などを用いてリスクの多面的な分析を行い、当行の体力に見合う範囲にコントロールしております。

(ii)為替リスクの管理

当行グループでは、為替リスクに対しては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等のヘッジ手段によりコントロールを行っております。

さらに、お客様から外国為替取引を受けることで発生する為替リスクについては、個別案件ごとに、または外国為替持高管理により、市場で反対取引を行うことで為替リスクを相殺しております。

そのほか、外貨建収益の円換算において為替相場の影響を受けるリスクについては、毎月末にその月中に生じた外貨の期間利息相当額を円転することで、為替リスクの軽減を図っております。

(iii)価格変動リスクの管理

当行グループでは、株式・投資信託等の価格変動リスクに対しては、当行の体力に見合ったリスク限度を設定し、資産・負債の総合管理態勢を通じて厳格に管理しています。

価格変動リスクを適切にコントロールするため、半期ごとの総合予算委員会における討議ののち、取締役会において配賦可能資本の範囲内でリスク許容限度額の設定を行う態勢としております。

価格変動リスクの計測は、VaR によって行っております。限度額を超過しないよう、アラームポイントを設定し、ALM 委員会において、その抵触状況、限度額の遵守状況を月次でチェックする態勢としております。

また、評価損益の状況を日次で把握し、評価損の拡大を防止するため、一定の基準を設けて管理しております。

(iv)デリバティブ取引

当行グループでは、デリバティブ取引は、主に金利、為替リスクのヘッジ手段として取引を行っております。

デリバティブ取引の取引相手の信用リスクに関しては、限度枠を設定し、コントロールを行っております。

金融機関向けのデリバティブ取引については、「銀行・証券別クレジットライン管理規程」

に基づき、個社別のクレジットラインを設定し、与信額を日次で管理しております。

また、対顧客向けのデリバティブ取引については、融資取引と同様、お客様毎の信用力、取引状況等に応じて設定し、融資取引など他の与信取引と合算して個社別に管理を行っております。

(v) トレーディング取引

当行では、主に債券、為替取引及びデリバティブ取引についてトレーディング取引を行っております。「トレーディング・リスク管理規程」に基づき、一定のポジション限度やリスク許容度、損失限度等を設定し運営しております。

(vi) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) バンキング勘定の金融商品

(A) 金利変動リスク

当行は、貸出金、国内債券、預金、借入金、社債、デリバティブ取引のうちの金利スワップ取引等の金利変動リスクに関する VaR 計測にあたっては、分散共分散法（保有期間 6 ヶ月、信頼区間 99%、観測期間 1 年）を採用しております。

また、外国債券や信託受益権、市場性資金取引、デリバティブ取引のうちの金利スワップ取引や通貨スワップ取引等の金利変動リスクに関する VaR 計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 6 ヶ月、信頼区間 99%、観測期間 5 年）を採用しております。

2022 年 3 月 31 日現在における金利変動リスクに関する VaR は 53,023 百万円です。

(B) 価格変動リスク

当行は、上場株式や投資信託等の価格変動リスクに関する VaR 計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 6 ヶ月、信頼区間 99%、観測期間 5 年）を採用しております。

2022 年 3 月 31 日現在における価格変動リスクに関する VaR は 111,848 百万円です。なお、金利変動リスクと価格変動リスクの相関は考慮しておりません。

(イ) トレーディング勘定の金融商品

売買目的有価証券、トレーディング目的の外国為替取引やデリバティブ取引（先物取引やオプション取引など）に関する VaR 計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 10 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）を採用しております。

2022 年 3 月 31 日現在における当行のトレーディング勘定の VaR は 7 百万円となっております。

(ウ) VaR の妥当性について

当行では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテストの実施により、使用する計測モデルが十分な精度で市場リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaR は過去の相場変動に基づき統計的に算出したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する場合のリスクの大きさは捕捉できない場合があります。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクの運営にあたり、「市場・流動性リスク管理規程」に基づき、キャッシュ・フローを十分に分析した上で資金繰りを実施するとともに、バランスシート構造、受信状況、担保繰り、流動性維持のためのコスト等に常に注意を払い、資金調達先の多様性及び安定性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（（注１）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、重要性の乏しい科目については注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	100,106	99,962	△143
その他有価証券	3,133,295	3,133,295	
(2) 貸出金	6,767,015		
貸倒引当金（＊１）	△44,762		
	6,722,252	6,766,933	44,680
資産計	9,955,655	10,000,192	44,536
(1) 預金	10,047,091	10,047,144	△52
(2) 譲渡性預金	141,057	141,057	—
(3) 借入金	2,120,602	2,120,602	—
負債計	12,308,751	12,308,804	△52
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,580	1,580	—
ヘッジ会計が適用されているもの（＊３）	(11,187)	(11,187)	—
デリバティブ取引計	(9,606)	(9,606)	—

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊３）ヘッジ対象である貸出金・有価証券等の金融資産・負債のキャッシュ・フローの固定化、相場変動の相殺または為替変動リスクの減殺を行うためにヘッジ手段として指定した金利スワップ・通貨スワップ等であり、繰延ヘッジ・特例処理を適用しております。

なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第 40 号 2022 年 3 月 17 日）を適用しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）（＊２）	2,584
組合出資金等（＊３）	29,694

（＊１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について 16 百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日。以下、「時価算定適用指針」という。）第 27 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
満期保有目的の債券	27,788	42,108	24,832	5,158	219	—
うち国債	—	—	—	—	—	—
地方債	150	300	150	—	—	—
社債	27,638	41,808	24,682	5,158	219	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	236,631	328,340	283,165	436,237	448,977	1,096,921
うち国債	—	25,000	—	—	—	610,800
地方債	119,173	189,779	204,139	181,864	101,135	44,309
社債	86,303	31,496	27,843	12,000	7,300	265,452
外国債券	30,909	52,003	30,280	204,475	138,641	149,867
その他	245	30,060	20,902	37,896	201,900	26,492
貸出金(※)	1,714,260	1,140,355	847,050	582,846	581,659	1,744,043
合 計	1,978,680	1,510,804	1,155,049	1,024,242	1,030,856	2,840,965

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない91,351百万円、期間の定めのないもの65,447百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	9,437,658	517,266	62,370	5,390	24,406	—
譲渡性預金	141,057	—	—	—	—	—
借入金	2,120,387	158	40	3	5	6
合 計	11,699,103	517,425	62,410	5,394	24,411	6

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	629,983	—	—	629,983
地方債	—	841,584	—	841,584
社債	—	431,476	—	431,476
株式	218,573	3,445	—	222,019
外国債券	63,288	471,306	63,371	597,965
デリバティブ取引				
金利関連	—	6,450	—	6,450
通貨関連	—	4,519	—	4,519
株式関連	—	1,136	—	1,136
その他	—	—	63	63
資産計	911,844	1,759,919	63,434	2,735,199
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,659	—	1,659
通貨関連	—	20,053	—	20,053
株式関連	—	—	—	—
その他	—	—	63	63
負債計	—	21,713	63	21,776

(*) 時価算定適用指針第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は410,266百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	599	—	599
社債	—	—	99,363	99,363
貸出金	—	—	6,766,933	6,766,933
資産計	—	599	6,866,296	6,866,896
預金	—	10,047,144	—	10,047,144
譲渡性預金	—	141,057	—	141,057
借入金	—	2,120,602	—	2,120,602
負債計	—	12,308,804	—	12,308,804

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、情報ベンダーやブローカー等が評価した価格、又は将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて算定した価格を時価としておりま

す。これらの評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、国債利回り、信用スプレッド、デフォルト率、回収率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、市場金利に一定の調整を加えた割引金利を用いて算定した割引現在価値にデフォルト率等の信用リスク要因を織り込んで時価を算定しており、当該割引金利およびデフォルト率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

証券化商品は、情報ベンダー又はブローカー等から入手する評価をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。

割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプット

は、金利や為替レート、株価、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利 益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債の評 価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他 の包括 利益に 計上					
有価証券								
その他有価証券								
外国債券	56,484	6,155	△219	951	—	—	63,371	6,205
デリバティブ取引								
その他	△0	0	—	—	—	—	△0	—

(*1) 連結損益計算書の「有価証券利息配当金」「その他業務収益」「その他業務費用」に含まれております。

(2) 時価の評価プロセスの説明

当行グループではミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△7

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えるもの	債券	44,186	44,371	185
	国債	—	—	—
	地方債	150	150	0
	社債	44,036	44,221	185
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	44,186	44,371	185
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えないもの	債券	55,920	55,591	△329
	国債	—	—	—
	地方債	449	449	△0
	社債	55,470	55,141	△328
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	55,920	55,591	△329
合計		100,106	99,962	△143

3. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	株式	212,687	88,244	124,442
	債券	796,615	793,848	2,766
	国債	99,537	98,873	664
	地方債	534,476	533,232	1,243
	社債	162,600	161,742	858
	その他	513,280	478,263	35,017
	外国債券	247,505	245,019	2,486
	その他	265,775	233,243	32,531
	小計	1,522,583	1,360,356	162,226
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	株式	9,331	10,086	△754
	債券	1,106,428	1,125,529	△19,100
	国債	530,445	544,511	△14,066
	地方債	307,108	309,010	△1,901
	社債	268,875	272,007	△3,132
	その他	494,951	515,310	△20,359
	外国債券	350,460	365,782	△15,322
	その他	144,491	149,527	△5,036
	小計	1,610,712	1,650,926	△40,213
合計		3,133,295	3,011,282	122,013

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16,720	6,244	979
債券	143,623	607	1,275
国債	143,623	607	1,275
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	124,655	197	5,799
外国債券	57,757	60	1,700
その他	66,898	137	4,099
合計	284,999	7,049	8,054

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当連結会計年度における減損処理額は、286百万円（うち、株式286百万円）であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日）の趣旨に基づき、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。また、その他有価証券のうち国内株式及び国内投資信託については原則として連結会計年度末月1ヶ月の市場価格の平均に基づき判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 892円31銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 36円42銭

（重要な後発事象）

（子会社の設立について）

当行および当行の子会社である株式会社常陽キャピタルパートナーズは、他業銀行業高度化等会社の設立認可取得を前提として、株式会社常陽キャピタルパートナーズの100%出資により、地域のカーボンニュートラルに資する事業を展開する会社「常陽グリーンエナジー株式会社」を設立することといたしました。